



# ソーラーシェアリング つくば市農業委員会 ガイドライン



(支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等の設置に関するガイドラインについて)

ガイドラインの内容



平成31年4月12日改正

荒廃農地（A分類）又は区画形成を伴う農地（今後盛土を行う農地又は過去に盛土を行いそのまま耕作されていない農地をいう。）に営農型発電設備を設置する場合には、営農を再開し1作以上の耕作を行い、その作物が地域の平均収量を確保できたとき又は土壌診断の結果など耕作できる確実性が担保されたときにおいて営農型発電設備申請をすること。



なお、茨城県南地域での農作物栽培において事例の無い作物の栽培を行う場合は、今後申請を予定する耕作地で1年間の実証栽培を行い、原産地での栽培収穫量資料を添付し、当該資料と同等の収量を確保できたときにおいて営農型発電設備申請をすること。

また、収穫までの期間が1年を超える作物の栽培を行う場合は、作付けから1年後には、原産地での栽培生育状況資料を添付し、当該資料と同等の生育状況を確保できたときにおいて営農型発電設備申請をすること。

\* 10,000平方メートル以上のソーラーシェアリングの許可申請をする場合は、許可申請と同等の書類を用いて事前協議申請を提出し、農業委員との協議結果を得てから本申請とすること。

\* ソーラーシェアリングの下で、従来の作物と違う作物栽培するときの農薬散布に関しては、農薬取締法を遵守し、飛散防止を実施するとともに、排水路等がある場合は、残留農薬成分の検査を実施するよう努めること。

\* A分類農地とは、再生利用が可能な荒廃農地をいい、抜根、整地、客土等により農作業に入れ、耕作が可能と見込まれる農地

## 資料1

(別添)

営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱い  
に関するガイドライン

## 1 営農型太陽光発電

「営農型太陽光発電」とは、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備（以下「営農型太陽光発電設備」という。）を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業をいう。

## 2 一時転用許可の手続

## (1) 許可申請書の添付資料

営農型太陽光発電を行うため、支柱部分について一時転用許可を申請する場合には、農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「事務処理要領」という。）に定める書類のほか、次に掲げる書類を農地転用許可申請書に添付するものとする。

ア 営農型太陽光発電設備その他営農型太陽光発電の実施に必要な設備に係る設計図

イ 営農型太陽光発電設備の下部の農地（以下「下部の農地」という。）における栽培計画、収支の見込みその他の事項について記載した営農計画書（別紙様式例第1号）

ウ 営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる書類（別紙様式例第2号）

## (ア) (イ)以外の場合

次に掲げるいずれかの事項を記載した書類

a 下部の農地で栽培する農作物について、当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内における生産量及び品質に関するデータ（例えば、試験研究機関による調査結果等）

b 下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者（例えば、普及指導員、試験研究機関、設備の製造業者等）の意見書（別紙様式例第3号）

c 当該申請に先行して下部の農地において耕作の事業を行う者の栽培実績（当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内において行われているものに限る。）

(イ) 申請に係る市町村において栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合

(ア)のbに掲げる事項のほか、次に掲げるいずれかの事項を記載した書類

③参照

資料1

a はつくば市ガイドラインで必須とされた事項

a 申請者自ら又は第三者に委託して当該市町村の区域内で試験的に実施した栽培の実績

b 単位面積当たりの収穫量（以下「単収」という。）の根拠を含む栽培理由（別紙様式例第4号）

④参照

エ 営農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な費用を営農型太陽光発電の設置者（以下「設置者」という。）が負担することを証する書面（別紙様式例第5号）

オ 毎年、下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績書及び収支報告書を農地転用許可権者（転用許可をする権限を有する都道府県知事又は指定市町村（農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の長をいう。以下同じ。）に提出することを誓約する旨を記載した書面（別紙様式例第6号）

(2) 一時転用許可基準

農地転用許可権者は、一時転用許可を行う場合には、「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知。以下「処理基準」という。）及び「農地法の運用について」の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「運用通知」という。）の定めによるほか、申請内容が次に掲げる事項に該当することを確認するものとする。

ア 申請に係る転用期間が別表の区分に応じた期間内であり、下部の農地における営農の適切な継続を前提として営農型太陽光発電設備の支柱を立てるものであること。

イ 営農型太陽光発電に係る事業終了後に当該支柱部分に係る土地が耕作の目的に供されることが確実であり、かつ申請に係る面積が必要最小限で適正と認められること。

また、変電設備等附随する設備を設置する必要がある場合においては、原則として近隣の農地以外の土地から選定するものとし、これらの土地がないなどやむを得ず農地を一時転用して設置する場合には、その規模及び位置が適正であること。

ウ 下部の農地における営農の適切な継続（次に掲げる場合のいずれにも該当しないことをいう。）が確実と認められること。

a 下部の農地において栽培する農作物の単収が、同じ年産の当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少する場合（遊休農地を再生利用する場合（下部の農地が別表の区分(2)に該当する場合をいう。以下同じ。）を除く。）

（当該市町村の区域内で作付けされていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合にあっては、(1)ウ(イ)のa又はbの書類に記載された単収より減少する場合。）

資料1

遊休農地で「当地で栽培したことがない作物」を栽培する際には  
こちらも提出するが、地域等の指定はない。

(別紙様式例第3号)

下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見書

作成年月日 年 月 日

営農者 氏名 \_\_\_\_\_  
 住所 \_\_\_\_\_  
 設置者 氏名 \_\_\_\_\_  
 住所 \_\_\_\_\_  
 土地 所在・地番 \_\_\_\_\_

1. 知見を有する者について

( 所属  
 役職・氏名  
 住所  
 連絡先 )

(知見を有する者の当該作物への関わり)

(記載要領)

知見を有する者のこれまでの試験研究実績や栽培実績等、当該作物の栽培に知見を有していることについて記入し、研究データや栽培実績データ等の資料を添付してください。

2. 知見を有する者による本事業についての所見

(知見を有する者による本事業についての所見)

(記載要領)

営農計画書に沿った適切な営農の継続が可能であり、その結果、営農計画書又は栽培理由書、栽培実績書に記載した単収の確保が可能であるか等について、知見を有する者の研究データや栽培実績データ等を踏まえ、所見を記入してください。

資料1

(別紙様式例第4号)

申請に係る市町村で栽培されていない農作物又は生育に時間を要する作物  
を栽培する場合における栽培理由書

作成年月日 年 月 日

営農者 氏名 \_\_\_\_\_  
 住所 \_\_\_\_\_  
 設置者 氏名 \_\_\_\_\_  
 住所 \_\_\_\_\_  
 土地 所在・地番 \_\_\_\_\_

1. 下部の農地で栽培を予定する農作物の名称と当該作物を選定した経緯

(作物名 : \_\_\_\_\_)  
(経緯)

(記載要領)

「経緯」については、当該作物を栽培することによる農業経営上のメリット、土性や気象等の条件への適合性、営農者の栽培経験や知識の有無等に基づき、当該作物を選定することとなった経緯を具体的に記入してください。

2. 単収見込

( \_\_\_\_\_ kg/10a)  
(単収見込の根拠)

(記載要領)

・ 「単収見込の根拠」について、当該作物の収量に関する調査研究データや統計データのほか、自然条件に類似性のある他地域のデータ等を用いて記入し、その資料を添付してください。

3. 作付けから収穫までに要する期間

( \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月)  
(収穫までに上記期間を要する理由)

(記載要領)

・ 作付けから収穫までに要する期間が1年を超える場合に記入してください。  
・ 「収穫までに上記期間を要する理由」について、当該作物の収穫までに要する期間の調査研究データや統計データ等を引用して記入し、その資料を添付してください。

したことをまとめさせていただきました。

副会長：今、小学校中学校の話がほとんどでございまして、77ページ幼稚園の適正配置計画というところですけども、特に手代木南幼稚園と松代幼稚園、高崎幼稚園と岩崎幼稚園の統合を検討するという文言が、まず大きく具体的に出ているところなんですけど、それ以外にこの幼稚園の今後の考え方は何か検討されているんでしょうか。

事務局：はい。幼稚園の今後のあり方については、様々なことが考えられ、今内部で協議しているところでございます。

副会長：小学校中学校に関しては、かなり具体的な数値を元に、今までも議論が重ねられてきているところなんですけど、それに対して、幼稚園の適正配置計画については、少し温度感が下がるかな、というふうに感じる部分もございまして、方針が隣接区との統合、園区調整ということで、今回中心部と周辺部に分けての記載ということですけども、この後5年間、このままの記載でいくのか、何かもう少し、例えばどういった検討をこの後していくというようなことがあるといいのかなと思ったんですけども。

事務局：はい。御意見ありがとうございます。内部でこれからまた協議させていただきたいと思います。

**教育長**：私から、少しお話しておきたいと思います。つくば市は、16の公立幼稚園があります。今、受け入れ数を母数にすると、大体2割位しか園児がないというような状況です。先程の77ページ岩崎幼稚園は、一昨年入園式に行きましたけれども、入園者がその時は4名でした。そういうような状況があり、また幼児教育の無償化が進み、私立に流れるケースが増えて

いることで、今後また減る状況があります。あと一方として、3歳児の受け入れを公立幼稚園でも、考えないといけないのではないか。私立幼稚園に入れる保護者が増えているわけですが、その私立幼稚園では、手のかかる子供は、なかなか受け入れてもらえないというような現状です。そういう子供たちは、公立の幼稚園でちゃんと受け入れて、しっかりとした教育をしていかないといけないんじゃないか、というような問題もあります。そういったことをすると、相当質の高い保育教育をやらなければならないというようなことになってきますので、そうするとまた保育士を実際に確保出来るかどうかという様々な問題があって、なかなか市全体として結論が出せない。この77ページは、今、内部で検討している情報がほとんど載っていない状態ですので、これをもう少し何ページか、今私が申し上げたことも含めて、情報提供しておくように修正しないといけないんじゃないかな、と考えています。

副会長：なかなか現時点で書きづらいという実状は理解するところではあるんですけども、小・中学校のかなり詳細な推計を元にした議論がなされている中で、幼稚園の記述が、77ページの1ページだけということは、多分パブリックコメントに出してもかなり色々御意見が出るころではないかな、というふうに思います。教育長がおっしゃったように、その2年保育の限界と、それから世の中が、長時間保育ということに至っている中で、公立幼稚園がどうあるべきなのか、またどの規模で、どういった役割を持たせて維持していくべきなのか、ということは、これからきちんと議論しなければいけないと思います。市議会でも、再三課題に挙げて議論させ

ていただいているところですが、ただ今回の幼稚園の書きぶりが、果たして本当にこれだけでいいのかどうかというのは、この審議会でどういう議論があったのかということは、私達も問われるのではないかな、と思っております。この状態でいいかどうかは、皆さんの御意見もいただきたいところかなと思います。

会長：私が思うに、ここは公立幼稚園しか書けないということなので、もう物理的にちょっと難しいですね。本来は、公立幼稚園と私立幼稚園、それから公立保育園と私立保育園、さらにこども園というふうに、小学校に入るまでの子供たちの0歳から6歳をどういうふうにつくば市として、その保育を保証していくのかという全体像の中で、その公立幼稚園の果たす役割が書かれていないと。その前提部分があれば、それに基づいて、公立幼稚園の役割みたいなもので、それでこういうふうに配置していますというような説明がないと、これだけだと難しいかもしれませんね。ただ、そうするとここに至るまでに相当説明しなければいけないような感じもするので、だから前回もこんな感じで作っているんですよね。このあたりを、何か抜本的に見直したほうが良いような感じもしますけどね。

事務局：はい、ありがとうございます。今日いただいている御意見も全部含めて、この幼稚園部分についても、どう記載をするか、また検討させていただければと思います。

会長：とういことで、この77ページについて御意見があればいただきたいんですが、いかがでしょうか。

委員：幼稚園こそ全学区でやっていった方がいいのかな、という気はしています。保育所は、既にそうになっていますし。実際、私の子供は、上郷幼稚園に通っていきまして、全員公立幼稚園に通っていました。先程、小学校30人学級になっていると申し上げましたが、上郷幼稚園から30人のその学級に入ったのは、1人です。なので、幼稚園は、もう地域に根ざしたという感じではなくなってきているのかなという気はしています。幼稚園こそ、全市の学区で運営して、この辺にこのぐらいの規模があればいいかなとか、そういう感じでやっていったらどうかなと思います。ただ、通園の問題があって、保育所は親が送り迎えをしているんですけども、幼稚園は通園バスが出ています。実際には、大穂幼稚園の方が近いので、こちらに通えませんかと問い合わせたところ、バスが出せません、という回答だったので、上郷幼稚園に通っていたわけです。そのあたりを考えていかなければいけないと思うんですが、幼稚園こそ全学区でいいんじゃないかな、というふうに私個人は思います。以上です。

委員：公立保育園と公立幼稚園を統合することは、お考えではないでしょうか。結構、十数年前から公立保育園を民営化しようという動きもありました。幼稚園と保育所、課題はたくさんあると思うんですけども、かなり子供の数が減ってきていますので。教育方針に関しても、吉沼保育園とか隅から隅までバスを出していて、通わせている親もいます。どうなんでしょう。桜南小地区の幼稚園二つ統合しても、入園数が定員割れですよ。

事務局：はい、御意見ありがとうございます。今御意見いただいた、保育所との統合は、教育局は幼稚園の方で、保育所は別の部署になります。それは、市全体としての検討となりますので、連携を強化しながら、検討して

いくことになると思います。今の吉沼につきましては、私立になりますので、色々なところをバスが回っているのではないかなと思います。長橋さんから御意見いただいた、園バスですが、確かに出している園もあるんですが、バスがない幼稚園も実際はあります。全園区にしたときには、バスの運行状況とかも検討していく必要があるのではないかと思います。御意見としていただいております。

委員：公立幼稚園の代表として、つくば市は、公立幼稚園を残して下さっていて、選択肢を残してくれていることが、大変ありがたく感じております。土浦市とか、なくなっていく方針ですし、実際も、市で幼稚園を運営しないところも増えてきているので、選択肢としてこのまま残していただきたいと強く思っております。

会長：教育長がおっしゃるように、つくば市が教育の先進都市となる場合に、やはり幼児教育の部分をどう考えるのかというのが、それこそ世界的な動向とすると、結構重要なので、そこらで何か先進的なものをお出しただけると、その上の学校教育にも続いていくと思いますので、是非御検討よろしく申し上げます。戻りまして、他に全体としていかがですか。

委員：パブリックコメントに移るということで、私自身もそうなんですけれども、新しく作る学校の場所がわからない。この審議会の中でも、何回かそういう意見が出ているかと思うんですけれども、どこか地図に明記することはできないでしょうか。

事務局：パブリックコメントにあたり、今の御意見等を含めて、今回の資料を修正するようになると思います。地図も含めて、これから内部で協議して、

## 5. 幼稚園の適正配置計画

全国的に少子高齢化が進み人口が減少している中、つくば市の人口は現在24万人を超え、さらに年々増加傾向にあります。これに伴い幼児数も増加していますが、研究学園都市中心地域の幼児数は増加しているのに対し、一部周辺地域では幼児数が減少傾向にあり、幼児数の分布状況に地域差が生じています。

また、幼稚園・保育所の利用状況は、市立幼稚園を利用する人数に比べ、市立幼稚園以外の私立幼稚園や保育所を利用する人数が多く、令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化が実施され、将来の市立幼稚園の利用状況を把握することが難しい状況になっています。

このため、市立幼稚園の適正配置計画は、人口の定着や充足率、あるいは建物の老朽化の対応などを踏まえて、市内を『ゾーン①』と『ゾーン②』に分けて、それぞれの「動向及び課題」を把握し第一期から第四期までの「幼稚園の配置方針」を設定します。

なお、幼児教育・保育の無償化後による園児数や充足率の状況も踏まえて、市立幼稚園全体の在り方の方針を検討していきます。

### 1) 幼稚園の配置方針

#### ゾーン①

期別の方針 一期 (R1~5) / 二期 (R6~10) / 三期~四期 (R11~20)		幼稚園名	動向・課題	
一期	<ul style="list-style-type: none"> <li>●手代木南幼稚園と松代幼稚園との統合を検討する</li> <li>●松代幼稚園と吾妻幼稚園の園区の調整を検討する</li> </ul>	<b>手代木南</b> <b>二の宮</b> <b>竹園東</b> <b>吾妻</b> <b>桜南</b> <b>竹園西</b> <b>東</b> <b>松代</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の老朽化が目立つ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園が中央部エリアに集中している</li> <li>・住宅密集地にあるため園舎の拡張や、駐車場の確保が難しい</li> <li>・公務員宿舍廃止後の動向を注視する必要がある</li> </ul>
二期	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第一期の園区の維持を図る</li> </ul>			
三期 ~ 四期	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第二期の園区の維持を図る</li> </ul>			

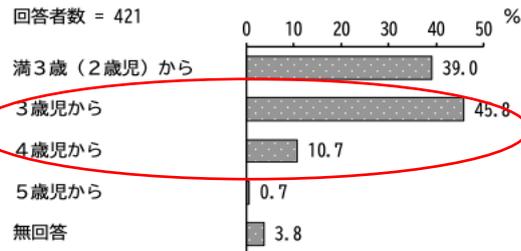
#### ゾーン②

期別の方針 一期 (R1~R5) / 二期 (R6~10) / 三期~四期 (R11~20)		幼稚園名	動向・課題	
一期	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高崎幼稚園と岩崎幼稚園の統合を検討する</li> <li>●谷田部幼稚園の移転を検討する</li> </ul>	<b>大穂</b> <b>上郷</b> <b>谷田部</b> <b>島名</b> <b>桜</b> <b>筑波</b> <b>高崎</b> <b>岩崎</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に施設の老朽化が著しい</li> <li>・合併以前の区域内のほぼ中央に立地しているが、園区が広大である</li> <li>・島名幼稚園、谷田部幼稚園の園児数は遡増、その他の園は遡減が予想される</li> </ul>	
二期	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第一期の園区の維持を図る</li> </ul>			
三期 ~ 四期	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第二期の園区の維持を図る</li> </ul>			

問21 現在、利用している、利用していないにかかわらず、今後、定期的に利用したいと考える事業は、次のどれですか。  
 (あてはまる番号すべてに○)  
 ※これらの事業の利用には、一定の利用料がかかります。

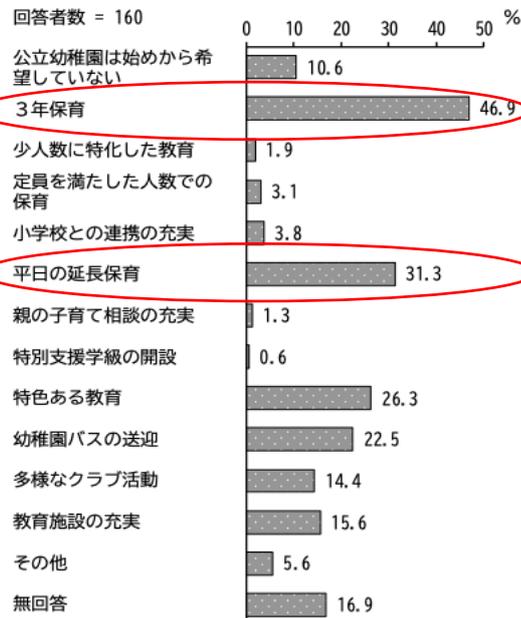
問21-2 【問21で「公立幼稚園」または「私立幼稚園」に○をつけた方にうかがいます。】  
 何歳から幼稚園を利用したいですか。  
 (あてはまる番号1つに○)

「3歳児から」の割合が45.8%と最も高く、次いで「満3歳(2歳児)から」の割合が39.0%、「4歳児から」の割合が10.7%となっています。



問21-3 【問21で「公立幼稚園」に○をつけず「私立幼稚園」に○をつけた方にうかがいます。】  
 下記の項目があれば、公立幼稚園を希望する(していた)というものは何ですか。  
 (あてはまる番号3つまでに○)

「3年保育」の割合が46.9%と最も高く、次いで「平日の延長保育」の割合が31.3%、「特色ある教育」の割合が26.3%となっています。



## 公立幼稚園

ページID：14112

つくば市の公立幼稚園では、「環境を通して行う教育」を基本とし、幼児の自発的な活動としての【遊び】を中心とした生活を通して、1人1人に応じた総合的な指導をしています。

 [学びの基礎となる力](#)

 [幼稚園での生活](#)

 [公立幼稚園への入園](#)

 [公立幼稚園親子体験保育](#)

 [公立幼稚園Q&A](#)

 [園区一覧](#)

 [園児数一覧](#)

出典：つくば市 Web サイト

[https://www.city.tsukuba.lg.jp/kosodate/kyoiku/public\\_kindergarten/index.html](https://www.city.tsukuba.lg.jp/kosodate/kyoiku/public_kindergarten/index.html)